公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
渋谷高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発 防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	【大阪府公有財産規則】
	建物	38 m²	環境整備清掃等業務作業員控室	免除	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで 及び 令和6年2月1日から 令和9年1月31日まで	(使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知 事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に
						(使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

措置の内容

検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。

本件使用許可は「大阪府立渋谷高等学校他5校に係る環境整備清掃業務」の契約に基づき、校内の一室を控室として提供したものである。

検出事項の原因は、通常の行政財産の使用許可手続と異なり、契約書の締結をもって使用許可とみなすものであったため、担当者等の認識が薄くなり、公有財産台帳への記載を失念したことであった。

再発防止に向けて、関係職員に対して本事例を周知するとともに、年度末に施設の利用状況と公有財産台帳の登載状況をチェックすることとした。 今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年1月28日)